Ｎｏ．13
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
（令和８年度 第３回）

一括審議案件に対する意見等

【事業名】　亀の瀬地区直轄地すべり対策事業	（再評価：一括審議）

委員からの質問	質問に対する回答
今回、モニタリングの結果による対策範囲の拡大で事業費が増となっているが、これまでにも同じような事はあったのか？今回が初めてのことなのか？	これまでにも対策の追加を行っております。基本計画の変更は今回で４回目になりますが、前回の変更では、現在対策を進めている稲葉山地区の対策の追加をしております。
今回、対策範囲を拡大しているが、今後のモニタリングによって、更なる拡大も考えられるのか？	考えられます。現在、地すべり挙動のモニタリングを行っており、対策範囲外で更なる挙動が確認されれば、追加の対策を検討していくことになります。
変位については、最近動き出したということなのか？	平成２８年に対策範囲外に設置していた観測計器で地すべり性の挙動が確認されました。その後、学識者の意見も踏まえた対策の議論を進め、今回、対策範囲を拡大するに至りました。
地すべり対策については、地すべりの挙動が確認されたその都度での対策になることは理解するが、今後の地すべり予測といったリスクマネジメントを検討されたりはしていないのか？	地すべり範囲全てのメカニズムが明確に分かっていないことから、現地の観測計器によるモニタリング結果を踏まえ、学識者による専門委員会の意見を聞きながら対策を進めているところです。
地すべり対策範囲の見直しの理由として、地すべり性の挙動が新たに分かったということだが、これがどういった経緯で判明したのかを教えて欲しい。	地すべり挙動の詳細なメカニズムは、計画当初から把握することが困難であり、これまでもモニタリング・観測をしながら、学識者の意見を踏まえて対策を進めております。今回も対策中に新たに動きが確認されたことから、学識者の意見に基づいて対策範囲を広げて実施することになりました。
70年以上続く事業であるが、これまでの過程でも事業の延長はあったのか？可能であれば、これまでの事業変更の経緯を知りたい。	事業の延長はこれまでにもおこなっています。現在対策を進めている稲葉山地区の対策も途中で追加したもので、その際に事業期間も延長しております。 事業の経緯については、昭和44年度に地すべり防止工事基本計画を策定し、平成14年度、平成23年度、平成28年度、令和８年度に基本計画を変更しています。
今回、長寿命化対策での増額を挙げられているが、こうした施設は今後も維持管理や更新が必要となると思うが、令和１９年度の事業完了後はどうしていくのか？	事業完了後は、管理者が引き続き、維持管理を行うことになります。
追加された長寿命化対策は当初から分かっていたものではないのか？	これまでもボーリング洗浄等による施設の機能維持のための老朽化対策は見込んでおりましたが、令和６年～７年に実施した施設点検の結果、鉄バクテリア等による著しいボーリング管の目詰まりが確認されたことから、今回追加で対策を実施することとなりました。
地すべり対策事業として、ハード整備だけでなく、事前予測などのソフト面の対策をどのように考えられているか？	大和川河川事務所として、亀の瀬地すべりに限らず、大和川全体で避難行動などの防災の啓発活動に取り組んでいます。
浸水の想定範囲が示されているが、浸水深さによる色分けがないが、どのように考えたら良いか？	お示ししているのは、被害額を算出するために、地すべりを起因とする河道閉塞が生じた場合の浸水範囲を示したもので、今回は深さを示していません。
今回、対策範囲の拡大などで事業費が約50億円の増額となっているが、少なくはないか？	対策に必要な金額として妥当であると考えています。
事業実施の必要性として、下流の氾濫区域内約61万人、上流の湛水区域内約1.7万人の生命を保全としているが、そのうち直接的に効果があるのは、貨幣換算が困難な効果等で示される、上流で1,120人、下流で2,455人ということで良いか。	下流の氾濫区域内約61万人、上流の湛水区域内1.7万人が被害を受けることになりますので、そうした人の被害が軽減されることになります。その中で、貨幣換算が困難な評価を行う指標の一つとして想定死者数があり、上流の1,120人及び下流の2,455人は、その死者数を抜き出して評価した数字になります。
B/Cがかなり高い要因は、対象地域の資産価値が高いという理解で良いか？	その通りです。特に大阪府側の被害範囲が大きく、対象物件が多く資産価値も高いことが要因となっています。
今回、「改善継続」となった理由は、対策範囲の拡大による数量の増加に伴って、基本計画の変更が生じたからという理解で良いか？	その通りです。